

令和7年度学童擁護員（会計年度任用職員）募集要項

- 1 職名
学童擁護員
- 2 募集期間
令和7年5月1日（木）から令和7年5月22日（木）まで
- 3 募集方法
(1) 目黒区ウェブサイトへの募集記事を掲載
(2) ハローワークでの求人紹介
- 4 募集人数
1名
- 5 選考方法
書類審査・作文・面接
○第一次選考 書類審査・作文
○第二次選考 面接（第一次選考合格者のみ。令和7年6月上旬予定）
- 6 応募資格
資格・国籍・年齢の要件は設けていません。
（国籍は問いませんが、日本語で業務ができるかた。）
なお、下記（1）～（4）のいずれかに該当するかたは受験できません。
(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(2) 目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
(4) 現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める労働時間（1日8時間又は週40時間）を上回るものとなる者
また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に2つ以上兼ねることはできません。
- 7 職務内容
児童の交通安全擁護（児童登校時・下校時）、学校環境整備業務等
※学校環境整備業務等（学校用務員と協働で行う作業）
 - ・学校内外の清掃及び整備
 - ・校内建造物及びその他これに類する破損等の応急修理
 - ・校内樹木等の手入れ（大きな樹木を除く。）
 - ・学校諸行事における準備及び後始末（入学式・卒業式・運動会・学芸会・展覧会等）
 - ・公文書の送達及び受領出張、公金の収受による出張
 - ・外来者の受付及び連絡、湯・茶の準備
 - ・電話の取り次ぎ
 - ・その他特に校長が認める事項なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。

8 職務系又は職種
技能系

9 雇用期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで。

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

10 勤務日及び休日

勤務日

月曜日から金曜日までのうち3日間

休日

月曜日から金曜日までのうち勤務を割り振られていない2日間、土曜日、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝日。

ただし、あらかじめ学校行事（運動会・学芸会等）等のため勤務を割り振られた場合を除きます。

11 勤務時間

1日の勤務時間 7時間45分（実働）

学校により勤務時間が若干異なります。概ね午前7時30分から午後4時15分まで（休憩1時間を含む。）。

12 勤務場所

目黒区立向原小学校

なお、区立小学校は、敷地内全面禁煙です。周辺道路を含めて喫煙することはできません。

13 報酬額等

月額約156,744円（地域手当相当額を含む。）

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、期末・勤勉手当等を支給します（期末・勤勉手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。）。

報酬の支給日は、毎月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

14 服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

15 休暇等

年次有給休暇は5日です。勤務日単位または時間単位で取得できます。

この他に、夏季休暇、慶弔休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。

16 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法により補償されます。

17 社会保険及び雇用保険の適用

健康保険、厚生年金、雇用保険が適用されます。

(1) 加入する健康保険

公立学校共済組合

(2) 任意継続

退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員である必要があります（任用期間が4月1日から翌年3月31日までの1年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が1年を超える必要があります。）。

18 被服貸与

職務遂行上、被服が必要な職及び所属に配属された場合は、被服を貸与します。

19 その他

目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

20 応募方法

(1) 提出書類

ア 履歴書（6月以内の撮影写真添付）

イ 作文

・テーマ 「学童擁護員としてどのように働くか」

・文字数 800字程度

・400字詰め原稿用紙を使用

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

(2) 提出期限

令和7年5月22日（木曜日）（必着）

(3) 提出方法

封筒に「学童擁護員」と明記し、履歴書と作文を、教育政策課教育人事係へ郵送又は持参してください。

21 郵送先・問い合わせ先

郵便番号 153-8573

目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区教育委員会事務局 教育政策課 教育人事係

電話番号 03-5722-9303（直通）

受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時00分まで

以 上